

COP24 サイドイベント : Linking Carbon Markets and Climate Finance in African Countries

Overseas Environmental Cooperation Center, Japan (OECC)

本傍聴報告は、2018年12月2日～16日にポーランド・カトウィツェで開催された気候変動国際枠組み条約第24回締約国会議（COP24）において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル : アフリカ諸国における炭素市場と気候資金のリンクング (Linking Carbon Markets and Climate Finance in African Countries)
- 日時 : 2018年12月6日(木) 18:30 - 20:00
- 主催 : University of Zurich (UZH), Government of Senegal (GOS)
- 場所 : Room Bieszczady
- モデレーター : Axel Michaelowa (University of Zurich/Perspectives Climate Research: UZH/PCR)
- プレゼンター : Madeleine Diouf Sarr (Ministry of Environment and Sustainable Development, Senegal: MESDS), Axel Michaelowa (University of Zurich/Perspectives Climate Research: UZH/PCR), Stephan Hoch (Perspectives Climate Group: PCG), El Hadji Mbaye Diagne (Afrique Energie Environment, Senegal: AEES) and Ousmane Fall Sarr (West African Alliance on Carbon Markets and Climate Finance, WAACMCF).

概要

本サイドイベントは、セネガル及びエチオピアにおける CDM パイプラインプロジェクトをベースとした、展開可能な気候ファイナンスのモデルプロジェクトについて紹介する。セネガル政府からは、現在見直しを行っている NDC においてモデルプロジェクトがどのように NDC 実施に貢献するか紹介された。

発表内容 (敬称略)

アフリカにおける炭素市場を活性化して全体を気候ファイナンスへとつなげていくかがテーマである。

1. Michaelowa, UZH/PCR: "Linking Carbon Markets and Climate Finance"

- 新しい市場メカニズムに対して限られた需要しか見込まれず、現状もクレジット価格は低いが、これは公的資金の増加が必要であることを意味する。
- CDM はパリ協定第6条に移行されるべきか、パリ協定第6条は公的気候資金とブレンドされるべきか、という問いがある。

- パリ協定が将来的な市場メカニズムの在り方を決めることになり、アフリカ諸国の経験とキャパシティが必要である。

2. Hoch, PCG: “Climate Finance Innovators: Linking Market Mechanisms and Climate Finance In Africa”

- **Perspectives** の気候変動プロジェクトチームは **ClimateFocus, Carbon Africa, AERA, AEE, Perspectives, South-South-North** から構成されている。
- 資金調達プロポーザルを作成するため、**CDM** パイプラインプロジェクトの中でも特に **PoA** と **GCF** によるスケールアップの取組を支援するための施策が必要である。
- ウガンダ、エチオピア、セネガル、トーゴ及び東西アフリカの地域機関 (**UNFCCC**、東アフリカ開発銀行、西アフリカ開発銀行) がパートナーとなっている。
- **Perspectives** の最新の **COP24** に関するポリシーブリーフにおいても、ルール策定においてアフリカ各国の状況を反映するべきだと言及している。
- **CDM** におけるメカニズム改善の経験があり、**CDM** を完全に捨て去るべきではない。

3. Diagne, AEES:

- 6条2項、4項、8項の3つのアジェンダについて **COP** 決定ができるように、9月のバンコクでの議論をベースにリフレクションノートが作成された。交渉官達によれば予想よりも現在の議論において、各国の意見に相違があり難しい状況にある。
- 6条2項は **UNFCCC** が中央管理するアプローチではないため最も困難がある。主要な問題は、いくつかの国は **UNFCCC** からの干渉を望まず、その代わりに彼らの言葉を借りれば「独自に貢献をしたい」と言っている。
- しかしながら、もし各国が独自に取組を行ないたいならば、ダブルカウンティング等を避けるための最低限のルールを守る必要がある。
- 6条4項は「share of proceeds」について言及しており、これは定義が不明確であるが、適応策のための徴税の仕組みとなる可能性がある。
- 島嶼国、後開発途上国は問題を抱える国への支援として「share of proceeds」を活用したいと考えている。
- 他に6条の議論として大きく取り上げられているのは、**NDC** の範囲外での削減活動が認められるかという点である。
- またもう一つの問題は、京都メカニズムの移行についてである。
- パリ協定という新しいものがあるからと言って、これまでの実績をなかったことにするのはおかしい。しかしながらこれに関連して、多くの新興国は多くのクレジットを保有しており、これがパリ協定の枠組みへ移行すると、野心引き下げにつながる。
- 京都議定書における野心の引き上げという問題もある。
- 多くの国は政治レベルでアフリカにとっての問題を取り上げようとしているが、テク

ニカルな問題はテクニカルレベルで検討するべきである。政治的課題が野心引き上げの妨げになってしまうだろう。

4. Ousmane, WAACMCF: “Senegalese Rural Electrification Case”

- セネガルの NDC は市場メカニズムを活用することに言及している。
- 現在の地方電化率 40%を 2019 年までに 60%とし、2025 年までに 100%達成を目標としている。
- 地方電化プログラムは緊急フェーズと第二フェーズの二つのフェーズから成る。
- 民間資金の動員により地方電化を促進する。10 の地区に区分けされており、20 年間のコンセッション方式で実施される。
- 必要資金は 6 億ドルである。
- 資金動員が課題である。無償資金、無利子融資な、民間セクターによるブレンドファイナンス、気候資金の活用についても検討している。
- プログラム実施における困難：多くの村落での電化率は 20%未満と低く多くのコンセッションにおいて経営が良くない。これは地方の電気料金が高いことに起因している。そこで政府は対策として全国一律料金を設定することにした。
- また CDM の PoA も問題対処のために活用されており、クレジットからの収入は地方世帯が電気にアクセスするための補助金として活用されている。
- 炭素市場と気候変動をリンクさせることは途上国の開発目標と NDC 目標の達成を促進することに貢献する。

5. Hoch, PCG: “The Cases of Ethiopia and Uganda”

- 多くのアフリカ諸国が CDM の PoA プロジェクトを実施している。
- エチオピアでは 3 つのコンポーネントから構成されるオフグリッド再生可能エネルギープロジェクトを実施している。
- また、2 つのコンポーネントから構成されるクリーンクッキング（改良かまど）も実施されている。
- エチオピアは 5 年計画を策定しており、2020 年目標を達成するために既存プログラムを 10~20%の年率でスケールアップする必要がある。
- GCF は資金獲得の候補であり、また将来的には CORSIA によるオフセットの需要も見込まれる
- ウガンダでは学校にバイオガスによるクリーンエネルギーを導入する「グリーンスクール」プロジェクトが NAMA に含まれており CDM と気候資金をリンクできる可能性がある。

Q1. Fahd : 第 6 条での交渉においてポジティブな兆候はないか？

A1. Diagne:

- 交渉の会議室の外では各国や交渉グループ同士が妥協点を見つけるための話し合いが多く行われている。
- 第 6 条について多大な技術的作業が行われてきたし、交渉の外でも異なる交渉ポジションから着地点を見つけるための努力がなされている。

Q2. 新しいメカニズムはアフリカでの緩和施策をどのように強化できるか？ CDM と ITMOs の主な違いは何か？

A2. Diagne, CF:

- より多くの国とステークホルダーの参加は、適応と緩和における野心の引き上げにつながる。CDM と ITMOs の違いについて、6 条 4 項は緩和と持続可能な開発に関するメカニズムであり、削減量は NDC 達成、ボランティアなオフセット、他国への移転、CORSlA での使用など、様々な用途が想定される。

Q3. 削減活動のスコープに関してもう少し教えてほしい。(NDC の範囲内か外かについて)

A3. Diagne:

- NDC の範囲外で行われる削減活動についても第 6 条の取組として認められるべきと考える。しかし、NDC からのセクター除外等が濫用されないようにセーフガードが設定されるべきである。CORSlA でクレジットを使用される場合は、削減活動を行ったホスト国は NDC 達成に同じクレジットを使用することはできない。(ダブルカウティング)

Q4. NDC 実施のための資金やプロジェクトの調整及び情報共有を行うためにどのようなインフラを活用しているか？

A4. Sarr:

- 国家気候変動委員会があり、これが各セクターのフォーカルポイントとなって NDC 達成のための管理を行っている。
- 地域コミュニティでの情報共有を目的とした準備プログラムとして複数のワークショップを開催している。

Q5. 水力発電によるミニグリッドプロジェクトについて詳細を教えてください。

A5. Hoch, PCG:

- 水力発電事業に関する懸念があるが、これは CDM 自体とは関係ない。セーフガードについて議論する必要がある。CDM においては政治的判断は存在せず、これは大規模インフラ開発に内在する問題である。
- エチオピアの水力発電ダムは CDM プロジェクトではない。エチオピアの系統電力はほ

ば 100%再生可能エネルギー由来であり、これ以上の削減は難しい。

- アフリカでは、特にオフグリッド電力に関する情報が非常に少なく、多くの推計を行わなければならないという問題がある。
- 2006年のナイロビでの COP12以降に CDM の仕組みをよりシンプルにするよう取り組まれてきた。クレジットによる収入を継続的に見込める状況を確実にしなければならない。

Q6. ポリシーブリーフについて、アフリカでは CDM の取組が少ないが、第 6 条ではこの問題に対してどのような点が改善されるべきか？

A6. Sarr, :

- 方法論及び手続の合理化を通して CDM の改善を行ってきた。この実績が第 6 条においても活用されるべきだが、現在の交渉ではこの点について結論を見ていない。

(報告者 : Fahd Al-Guthmy、渡邊 潤)

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版

https://www.carbon-markets.go.jp/jp_info/jp_info_event/y_2018/cop24-reports/